

潜在患者発見に努力

環境庁が指導 水俣病で積極答弁

二十四日午後の参院公害特別委員会、内田朝太郎議員(公明・全国区)が、隠れ水俣病を中心に国の対策をたじた。これに対し、大石環境庁長官は、また不勉強な点も多いが①未発見患者の発見に努力する②行政不服審査請求を出している九人については広い見地から救済できるよう検討している③非認定患者についても新潟の要観察制度のような正しい措置をするよう熊本県に指導する—などかなり積極的な姿勢をみせ、注目された。質問、答弁要旨は次の通り。

参院公害特別委

内田委員 隠れ水俣病について

問く。新聞などによると最近十三人の水俣病新認定患者が出ている。熊本県衛生部が以前天草の住民について調査したのを知っているか。

山本公害保健課長 報告はうけていない。新聞報道についてもうわしい数字までは覚えていない。

内田 熊本県が三十五、三十六、三十七年、天草御所浦を中心に調査したところ、七百八十四人が通常の水銀量を越え、最高九二〇PPMの人もいたという。この驚くべき結果を国が知らなかったのは重大だ。また熊本での地域一般住民に対する検診は新潟より消極的だと聞く。どうするか。

大石環境庁長官 広域検診は必要だが、環境庁には手足がない。そのため地方自治体に大きな負担を委譲してある。そのように指導する。

内田 昨年委員会が現地を視察したとき、三十四年くらい患者発生はゼロと聞いたが、新しい患者が見つかった。環境庁が首領をとり、助成金を出しても思い切って(広域検診を)やるべき

だ。

長官 趣旨はわかった。未発見患者の発見に努力する。

内田 行政不服審査請求中の九人に對して裁決はいつ出するか。もし非認定の人が出ても病人には変わりない。環境庁の姿勢は。

長官 (不服審査請求については)いま検討中だ。最終的には県の認定審査会が決定するが、環境庁としては公害諸法の精神を体して、広い見地から認定患者として

救われるよう検討している。

内田 熊本県の認定は新潟の場合よりきびしいと聞く。新潟では認定、非認定の患者の中間に要観察制度を設け、医療費の補助、生業資金の貸し付けなどをやっている。なぜ新潟か。(環境庁は)どうするか。

船後企画調整局長 熊本は狭い内容が長く、新潟は短かったための差異と思う。新潟は県の単独措置としてやっているわけだが、熊本でもいくらかやっていると思う。

内田 熊本にも要観察制度を設けたらどうか。とくに天草の人たちは放置されてきた。大きな社会問題だ。

長官 (要観察制度は)結構だし、正しいと思う。県にも連絡して正しい措置をするよう指導したい。

内田 遅延性、不全性水俣病に

についても基準を設け、何らかの救済措置を講じてはどうか。

長官 疑わしいものについても法の精神を十分しんしゃくし、できるだけ患者のためになるように努力する。

内田 通産省に聞く。昨年の委員会調査のとき、チツソは三十四年以降水銀は流していないと言ったが、サイクレーターが故障したり、プールの漏水があったりして、効果がなかったといわれる。また塩ビ工場建設についても昨年十二月に申請し、二月にはもう採業している。廃液処理についても海上保安庁に海上投棄を申請しているが、この件についてどう掌握し、指導したのか。

久良知通産省公害保安局長 具體的なデータがない。至急調査し回答する。

(東京支社)